



政府統計

報道関係者 各位

平成 26 年 6 月 26 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

調査官 高城 久雄

専門官 田部 美樹

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

## 平成 25 年「労働組合活動等に関する実態調査」の結果

～正社員以外の労働者の賃金制度の改定にあたって関与した労働組合の割合は 57.0%～

厚生労働省では、このほど、平成 25 年「労働組合活動等に関する実態調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

この調査は、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的としています。対象は、民営事業所における労働組合員数規模 30 人以上の労働組合（単位組織組合並びに単一組織組合の支部等の単位扱組合及び本部組合）で、平成 25 年 6 月 30 日現在の状況について 7 月に調査を行い、5,095 労働組合のうち 3,258 労働組合から有効回答を得ました（有効回答率は 63.9%）。

本調査は調査体系の見直しにより、従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」、「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものです。

### 【調査結果のポイント】

#### 1 組織拡大への取組状況（単位労働組合）

(1) 組合活動の重点課題として組織拡大に取り組んでいる労働組合は 34.1%（前回（注1）29.6%）。【P 5 第 1 表】

(2) 組織拡大の取組対象としている労働者（複数回答）（注2）は多い順に「新卒・中途採用の正社員」64.4%（前回 54.4%）、「在籍する組合未加入の正社員」50.9%（前回 50.5%）、「有期契約労働者」45.9%（注3）、「パートタイム労働者」34.4%（前回 31.8%）。【P 6 第 2 表】

#### 2 賃金制度の改定に関する状況

正社員の賃金制度の改定にあたって関与した労働組合は 96.0%、正社員以外の労働者の賃金制度の改定にあたって関与した労働組合は 57.0%（注4）。【P 9 第 6 表】

#### 3 正社員以外の労働者に関する状況

(1) 使用者側と話し合いが持たれた事項（複数回答）は「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）の労働条件」38.3%、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」24.1%、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」22.9%。【P 10 第 7 表】

(2) 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況（注5）は、「全部又は一部が適用される」64.5%、「全く適用されない」17.7%、「労働協約はない」14.0%。【P 12 第 9 表】

#### 4 メンタルヘルスに関する取組（単位労働組合）

メンタルヘルスに関する取組はこれまで 86.1%の労働組合が実施。取組事項（複数回答）は「労使協議機関、職場懇談会等での協議」58.7%、「安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加」57.7%、「組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動」45.7%。「今後」の取組事項では「これまで」に比べ「メンタルヘルス不調の休業者の職場復帰支援」が増加（これまでの取組 16.2%→今後の取組 22.0%）。【P 14 第 11 表】

（注1）「前回」とは平成 20 年「労働組合実態調査」を指す。以下同じ。

（注2）組合活動の重点課題として組織拡大に取り組んでいる労働組合を 100 とした割合である。

（注3）前回は有期契約労働者について調査していない。

（注4）所属する事業所において正社員の賃金制度の改定、正社員以外の労働者の賃金制度の改定が実施された労働組合を 100 とした割合である。

（注5）所属する事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合を 100 とした割合である。

詳細は、別添概況をご参照ください。